国民健康保険税・後期高齢者医療保険料
軽減措置の所得要件変更について（令和6年4月～）

国民健康保険税

「均等割額」・「平等割額」の軽減措置

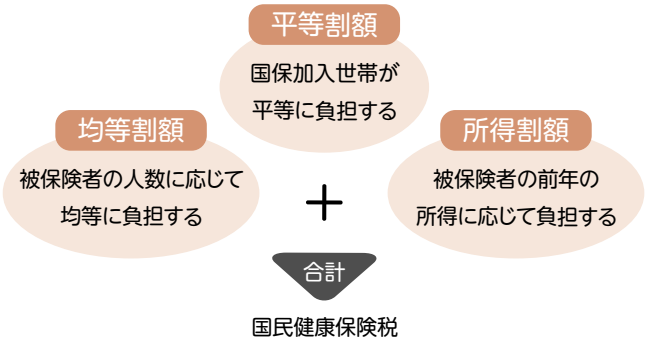

令和5年中の所得が下記の基準を下回る世帯については、「平等割額」と「均等割額」が軽減されます。

後期高齢者医療保険料

「均等割額」軽減措置

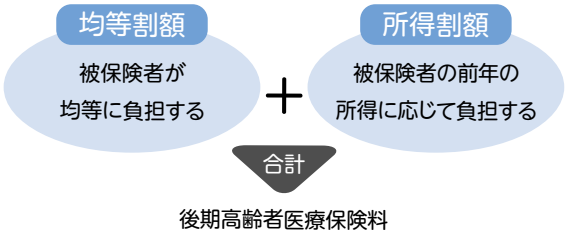

令和5年中の所得が下記の基準を下回る方については、「均等割額」が軽減されます。
なお、65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定されます。

共通（国民健康保険・後期高齢者医療保険）

▶軽減判定は4月1日（4月2日以降に新たに加入した場合は加入した日）の世帯状況で行います。

▶所得未申告の方は、軽減が適用されませんので必ず申告をお済ませください。

軽減割合	国民健康保険税　所得要件 同一世帯内の「被保険者・世帯主・特定同一世帯所属者※1」の総所得金額等の合計額	後期高齢者医療保険料　所得要件 同一世帯内の「被保険者・世帯主」の総所得金額等の合計額
7割	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等※2の数－1）以下※3	基礎控除額（43万円）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
5割	基礎控除額（43万円）＋**29.5万円**×（被保険者数および特定同一世帯所属者の合計数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	基礎控除額（43万円）＋**29.5万円**×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下
2割	基礎控除額（43万円）＋**54.5万円**×（被保険者数および特定同一世帯所属者の合計数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下	基礎控除額（43万円）＋**54.5万円**×（被保険者数）＋10万円×（給与所得者等の数－1）以下

※1　特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療保険へ移行した方で後期高齢者医療の被保険者となった後も継続して同一の世帯に属する方をいいます。

※2　給与所得者等とは、一定の給与所得や公的年金等の所得がある方をいいます。

※3　軽減の基準となる「10万円×（給与所得者等の数―1）は、世帯主と同一世帯の被保険者に給与所得者等が2人以上いる場合に計算します。

国民健康保険・後期高齢者医療保険 令和6年4月からの変更

国民健康保険税率の改定について（令和6年度）

奈良県では、令和6年度より全市町村の国民健康保険料（税）率が統一されました。

保険税率が、県全体として税率が見直され、次のとおり改定されました。今後は、社会経済の変動に合わせ毎年税率の見直しが行われます。

	令和5年度の税率等		令和6年度の税率等	
医療費分	所得割	7.82%	所得割	7.64%
	均等割	26,700円	均等割	27,600円
	平等割	21,800円	平等割	20,000円
後期高齢者支援分	所得割	3.33%	所得割	3.27%
	均等割	11,300円	均等割	11,500円
	平等割	8,400円	平等割	8,400円
介護分	所得割	3.45%	所得割	3.03%
	均等割	19,500円	均等割	16,900円

後期高齢者医療保険料率の改定について（令和6～7年度）

（現行）令和4～5年度	
・所得割率	9.93%
・均等割額	50,500円

（改定後）令和6～7年度	
・所得割率	10.55%（※）
・均等割額	51,500円

※基礎控除後の所得58万円以下の被保険者は10.06%（令和6年度のみ）

後期高齢者医療制度は、皆さんの保険料のほか、現役世代からの支援金と国や県、市町村が負担する公費によって運営されています。
後期高齢者医療制度では、財政運営期間を2年間としており、この期間の医療給付費等の財源に充てるため、次のとおり保険料率の改定が行われました。

後期高齢者医療保険料賦課限度額の改定

（改定前）一人当たり上限
66万円

（改定後）一人当たり上限
80万円

※なお、令和6年度は激変緩和措置として賦課限度額が73万円になります。
ただし、令和6年度に新たに75歳に到達する方は激減緩和措置の対象外となります。

令和6年度から国の基準に合わせて保険料賦課限度額の改定が行われました。
これにより所得割率が抑制され、中間所得者の負担軽減が図られています。

P10・11の掲載内容に関するお問い合わせ先　町民税務課　NTT…(32)3081　IP直通…(39)9063